

別表

支援の対象者	大学自転車部等（※定義1参照） 大学公認サイクリング同好会等（※定義2参照）	
要件・条件	<p>いわき市内で「自転車合宿」（※定義3参照）を行う場合のうち、次の条件をいずれも満たすこと。</p> <p>ただし、大学公認サイクリング同好会等においては、一旅程において（1）の宿泊施設に2泊以上宿泊すること。</p> <p>（1） 下記宿泊施設のいずれか又は全部に宿泊すること。ただし、満室その他やむを得ない場合を除く。 ア いわきの里鬼ヶ城 イ いわき新舞子ハイツ ウ 田人おふくろの宿</p> <p>（2） 4人以上で実施すること。</p> <p>（3） 同一年度内における申請が2回以内であること。</p>	
支援対象経費	<p>宿泊料 ※通常の宿泊プランに含まれる飲食代は含む。 ※キャンセル料、各種追加料金（ルームサービス料、追加の飲食代等）、入湯税等については対象外。 ※支援上限額は、1泊につき11,800円とする。</p>	
支援額	上限額は以下のとおり。	
	人数	8人以上 4人以上7人以下
	上限額	100,000円 50,000円
定義	<p>1 大学自転車部等とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条で定める大学（短期大学を含む）、高等専門学校が公認しているサークル等の団体をいう。</p> <p>2 公認サイクリング同好会等とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条で定める大学（短期大学を含む）、高等専門学校が公認しているサークル等の団体をいう。</p> <p>3 対象となる合宿（「自転車合宿」と言う。）は、第一項の大学自転車部等に所属する学生、指導者等関係者が当該団体の活動の一環として自転車競技の技術向上等を目的に実施する合宿又は前項の大学公認サイクリング同好会等に所属する学生等が当該活動の一環として行うサイクリングを伴う合宿とする。</p>	
手続き	<p>1 自転車合宿を開始しようとする日から起算して5営業日前までに、次の書類を提出すること。</p> <p>（1）合宿計画書 （2）その他必要と認められる書類</p> <p>2 自転車合宿完了の日から起算して10日を経過する日、又は自転車合宿完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の書類を提出すること。</p> <p>（1）合宿報告書 （2）支援対象経費の領収書等の写し （3）支援金の振込先口座の預貯金通帳の写し（インターネット専業銀行の場合は振込先口座を確認できる書類等の写し） （4）その他必要と認められる書類</p>	